

弁明書

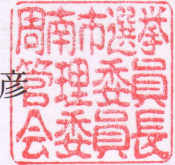
令和5年9月13日

山口県選挙管理委員会

委員長 秋 本 泰 治 様

周南市選挙管理委員会

委員長 平 野 忠 彦



令和5年8月31日付け令5山口県選管第89-2号で提出要求のありました審査申立人前島修（以下「申立人」という。）から同年7月21日付けで山口県選挙管理委員会に提起された、同年4月23日執行の周南市長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選人藤井律子の当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について周南市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）が棄却の決定したことに対する審査の申立て（以下「本申立」という。）について、下記のとおり弁明します。

1 弁明の要旨

「本件審査の申立てを棄却する」との裁決を求める。

2 弁明の理由

(1) 審査の申立ての理由

申立人が令和5年7月21日付けで提出した（当選の効力）審査申立書及び令和5年8月14日付けで提出した補正書の内容から、申立人は次のことを主張していると考える。

- ① 当委員会が令和5年6月7日に実施した口頭意見陳述において、本件異議申出における異議申出人である申立人が行った主張を聴取し、また、申立人が異議申出書に記載した数々の違反行為があるとの訴えを知ったにも関わらず刑事告発の義務を果たさず、令和5年6月21日に本件異議申出に係る決定を行い、その内容が同月23日に山口新聞社が発行した新聞の紙面において「該当する事実は認められない」との決定内容であったと報道されたことは、当委員会による決定が虚偽であること、また、刑事告発義務の不作为にあたり、公務員職権乱用罪にあたるとの主張。

さらに、申立人は令和5年7月21日付で山口地方検察庁に対して周南市選挙管理委員会の委員及び事務局の職員を告発しており、刑事手続きでも公務員職権乱用罪が明らかになっているとの主張。

- ② 上記①において申立人が主張する刑事告発義務の不作为は周南市選挙管理委員会による国家賠償法違反に該当するため、周南市は申立人に対し、申立人が選挙運動に要した費用を全額申立人の選挙事務所に対して賠償せよとの主張。
- ③ 周南市長及び山口県議会議員が山口放送株式会社の取締役役に就任して取締役会に出席して活動していることは国家公務員法第 103 条の営利企業の役員兼業や地方公務員法第 38 条における営利企業へ従事等の制限に該当し、また放送法違反であり、公務員職権乱用罪や汚職の罪に該当し、不正選挙が行われたとの主張。
- ④ 山口放送株式会社の取締役として周南市長及び山口県議会議員を就任させ、また、株式会社山口フィナンシャルグループの代表取締役を監査役として就任させた上で、同社が公職選挙法に違反する不正選挙を行っていることは不正競争防止法違反になるとの主張。
- ⑤ 山口県及び周南市並びに防府市が山口放送株式会社の株式を保有している必要が認められないため、申立人は同社に対して周南市長と山口県議会議員を同社取締役から解任するように同社に請求したとの記載。
- ⑥ 上記③から⑤の理由により、当委員会が本件異議申出に対して決定した際の判断は誤りであるとの主張。
- ⑦ 日本放送協会山口放送局が令和 5 年 2 月 4 日に自らが運営する Web ページで、同日藤井律子氏が周南市長選挙への立候補の表明を行った旨の報道放送を映像配信しつつづけているが、他の候補者の立候補表明についての報道放送を映像配信しておらず、これは公職選挙法の選挙運動放送の制限違反にあたるとの主張。
- ⑧ 上記⑦の理由により、当委員会が本件異議申出に対して決定した際の判断は誤りであるとの主張。
- ⑨ 申立人が周南市長選挙に立候補するにあたり、山口銀行広島支店において選挙資金として金銭消費貸借契約の申し入れを行い、山口銀行広島支店の融資担当者が一旦は借入れ返済計画書類を作成しておきながら、同支店の融資担当者上役の判断で融資を取り止めたことは選挙妨害であり、同支店の支店長代理及び係長を公職選挙法違反であるとして 110 番通報しており、当委員会が本件異議申出に対して決定した際の判断は虚偽であるとの主張。

- ⑩ 当委員会が令和5年6月7日に実施した口頭意見陳述において、本件異議申出における異議申出人である申立人が行った、周南市農業委員が地域の主宰者として本件選挙の候補者である現職の周南市長の選挙運動用自動車に同乗してビラ配りを行ったことは、周南市長及び周南市農業委員の地位利用による公職選挙法違反の不正選挙運動にあたるとの訴えを当委員会が聴取していながら、刑事告発の義務を果たしていないことは、有権者の権利侵害にあたり公務員職権乱用罪にあたるとの主張。

- ⑪ 山口放送株式会社が制作した周南市長選挙の立候補の主張についての報道放送を、他社の動画配信サービス（YouTube）を通じて映像配信しているが、この中で山口県議会議長が立候補者と同じ場にいたことが映像に映っていることは放送法や不正競争防止法、銀行法違反、公務員職権濫用等の公職選挙法違反であり、また、報道放送において立候補者の顔写真を意図的に真正面ではなくねじれた顔の写真を採用していることはパワーハラスメントの人権侵害の印象操作にあたり、これらは公職選挙法違反の連座制の対象になることの証拠であり、連座制が適用されなければならないとの主張。

(2) 当委員会の弁明

当選の効力に関する争訟においては、「当選無効の原因となり得べき違法事由には、当該当選人決定についての違法、即ち当選人を決定した機関の構成や決定手続の違法、各候補者の有効得票数の算定の違法、当選人となり得る資格の有無の認定に関する違法等のみがこれに当たると解するのが相当である。」と判示（平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決）されていることから、この判示に基づいて本申立における申立人が主張する審査の申立ての理由①から⑪及びその余に対し次の通り弁明する。

① 審査の申立ての理由①について

当委員会が令和5年6月7日に実施した口頭意見陳述で申立人が行った主張や異議申出書で申立人が行った主張において、申立人は周南市長選挙においては数々の法令違反があったと主張していたが、法令違反にあたる具体的な事実や法令違反と判断できる明確な根拠を示しておらず、申立人の主張のみをもって、当委員会が公職選挙法その他の法令に違反する行為があると思料するに足る理由が示されているとは言えない。

また、申立人は選挙管理委員会の委員及び事務局の書記を山口地方検察庁に告発し、汚職であることが明らかになっていると主張しているが、告発の内容及びその後の経過等が記載されておらず、申立人が告発したことが記載されているのみである。

⑤ このような状況で、当委員会が刑事告発を行う理由が存在しないため、公務員職権乱用にあたるとの申立人の主張は理由がなく、本件選挙におけ

る当選人の当選無効の原因となり得べき違法事由のいずれにも該当しないと当委員会が判断したことに問題はない。

② 審査の申立ての理由②について

当委員会の弁明①に記載のとおり申立人が主張している当委員会の刑事告発義務そのものが存在しないため、国家賠償法による賠償責任も存在しない。

また、本件異議申出及び本申立は公職選挙法第 206 条第 1 項及び第 2 項に基づいて当選の効力について不服がある者が選挙の無効を主張して行うものであり、国家賠償法に基づく賠償責任を訴えるための制度ではない。

③ 審査の申立ての理由③について

周南市長及び山口県議会議長が山口放送株式会社の取締役役に就任し取締役会に出席して活動していることは、国家公務員法第 103 条の私企業からの隔離違反及び地方公務員法第 38 条の営利企業への従事の制限違反に該当しているとの主張であるが、周南市長及び山口県議会議長は国家公務員法が適用される者ではない。

また、周南市長及び山口県議会議長は地方公務員法第 3 条第 3 項に規定される特別職の地方公務員にあたり、地方公務員法第 4 条第 2 項により法律に特別の定めがある場合を除き、特別職の地方公務員は地方公務員法の各規定は適用されないとされていることから、当然地方公務員法第 38 条の営利企業への従事制限の規定は適用されない。

さらに、本件異議申出における決定書にも記載のとおり、当委員会は地方公務員法違反の事実を調査し何らかの処分を行うべき立場ではない。

申立人が主張する国家公務員法違反や地方公務員法違反が存在するとの訴えについて、そのような違反の事実が存在せず、また放送法違反や公務員職権濫用にあたると主張する根拠も説明していないことから、申立人の主張には理由がない。

④ 審査の申立ての理由④について

山口放送株式会社が同社の取締役として周南市長及び山口県議会議長が就任させ、また、株式会社山口フィナンシャルグループの代表取締役を監査役として就任させた上で、山口放送株式会社が公職選挙法に違反する不正選挙を行っていることは不正競争防止法違反にあたるとの主張であるが、民間企業における取締役や監査役は株主総会の決議によって選任されるものであり、第三者がその選任や決議に容喙するものではないことから、申立人の主張には理由がない。

⑤ 審査の申立ての理由⑤について

山口県及び周南市並びに防府市が山口放送株式会社の株式を保有している必要が認められないため、申立人は同社に対して周南市長と山口県議会議長を同社取締役から解任するように請求したとの記載について、何を主張したいのか明確でなく、ただ申立人が山口放送株式会社に対して行ったことを記載しているのみで本申立に関するものではない。

- ⑤ また、国や地方公共団体が公共性や公益性が高い事業を早期に地域で実現することを目的として、民間企業や団体と共同出資して株式会社を設立することは法的に何の問題もなく、山口県や周南市のみならず全国的に数多く多様に行われていることであり、会社設立に際してその公益性を鑑み出資を行った地方公共団体の特別職の地方公務員が取締役に就任していることも行われていることから、申立人の行動には正当な理由がない。

⑥ 審査の申立ての理由⑥について

審査の申立ての理由③から⑤により、当委員会が本件異議申出に対して決定した際の判断は誤りであるとの申立人の主張であるが、当委員会の弁明③から⑤に記載しているとおり、申立人の主張には理由がなく、本件選挙における当選人の当選無効の原因となり得べき違法事由のいずれにも該当しないと当委員会が判断したことに問題はない。

⑦ 審査の申立ての理由⑦について

日本放送協会山口放送局が本件選挙における現職候補者の立候補表明に関する報道放送を Web ページで映像配信し続けており、もう一方の候補者である申立人の立候補表明についての報道放送を映像配信していないことは、公職選挙法の選挙運動放送の制限違反にあたるとの主張であるが、本件異議申出における決定書で当委員会が判断したとおり、受信者の要求に応じて情報がその都度送信されるもの、例えばインターネットのホームページやインターネットでの動画配信サービスなどは「放送」には該当しないと解される。

- また、公職選挙法第 148 条第 1 項において新聞紙や雑誌（これらに類する通信類も含む）が選挙に関し報道、評論することは表現の自由を濫用して選挙の公正を害しない限り自由であって、選挙運動の制限に関する規定や事前運動の禁止に関する規定も除外されると解されており、報道機関が紙面や放送枠において割り当てることが可能な量や時間、視聴する側の関心の度合いや視聴する側の時間的な負担を考慮し、内容を取捨選択して報道することは、報道及び評論等の自由の範疇と考えられている。

そして、公職選挙法第 151 条の 5 の選挙運動放送の制限に関する規定は選挙運動のための放送を制限したものであり、日本放送協会または基幹放送事業者が報道機関としてニュース等において選挙に関する報道、評論等を放送する場合は公職選挙法第 148 条第 1 項と同様に報道及び評論の自由の範疇となり、放送枠において割り当てることが可能な量や時間、視

聴する側の関心の度合いや時間的な負担を考慮し、内容を取捨選択して報道することは同法違反とはならないと解されていることから、申立人が主張する公職選挙法の選挙運動放送の制限違反にも該当せず、申立人の主張には理由がない。

⑧ 審査の申立ての理由⑧について

審査の申立ての理由⑦により、当委員会が本件異議申出に対して決定した際の判断は誤りであるとの申立人の主張であるが、当委員会の弁明⑦に記載しているとおり、申立人の主張には理由がなく、本件選挙における当選人の当選無効の原因となり得べき違法事由のいずれにも該当しないと当委員会が判断したことに問題はない。

⑨ 審査の申立ての理由⑨について

山口銀行広島支店の融資担当者が申立人の借入れ返済計画書を一旦は作成しておきながら、上役の判断により融資を取り止めたことは選挙妨害であるとの主張、また、同支店の支店長代理及び係長に同意を得て公職選挙法違反であると申立人自らが110番通報していることから当委員会が本件異議申出における決定において証拠は提示されていないと判断したのは虚偽にあたるとの主張であるが、まず金融機関が融資をするかしないかの判断をすることは金融機関の経営判断に委ねられるものであり、融資を断ったことをもって選挙妨害にあたると判断することはできない。

また、申立人が公職選挙法違反の選挙妨害として110番通報したことをもって証拠が存在しているとの訴えは、申立人が自己の判断で警察に通報したということが述べられているだけであり、金融機関が融資を断ったことが公職選挙法違反の選挙妨害にあたると判断するに足る根拠は示されていないという事実は変わらないことから、申立人の主張には理由がなく、本件選挙における当選人の当選無効の原因となり得べき違法事由のいずれにも該当しないと当委員会が判断したことに問題はない。

⑩ 審査の申立ての理由⑩について

当委員会が令和5年6月7日に実施した口頭意見陳述において申立人が行った、周南市長の選挙運動において周南市農業委員が地域主宰者として選挙運動用自動車同乗しビラ配りを行ったことは農業委員の地位利用にあたり、公職選挙法違反の不正選挙であり、有権者の権利を侵害しており公務員職権乱用罪にあたるとの訴えであるが、この主張において、申立人は以下のアからウに掲げる根拠の説明を行っていない。

ア 該当する周南市農業委員が熊毛地域の選挙運動の主宰者にあたると判断した根拠

イ 周南市農業委員が地位を利用した選挙運動を行っていたと判断した根拠

ウ 周南市農業委員が有権者の権利を侵害していると判断した根拠

上記アからウの根拠の説明を行わないまま、口頭意見陳述及び同時に提出された資料で申立人が行った主張のみをもって当委員会が周南市長選挙において地位を利用した選挙運動が行われていたと判断することは不可能であり、また、有権者の権利侵害や公職選挙法違反にあたる不法行為があったと判断することは困難である。

このような状況においては、刑事告発を行う理由が存在しないため、本件選挙における当選人の当選無効の原因となり得べき違法事由のいずれにも該当しないと当委員会が判断したことに問題はない。

⑪ 審査の申立ての理由⑪について

山口放送株式会社が制作した周南市長選挙における立候補者の主張についての報道放送の内容を動画配信サービスを通じて映像配信しているが、この中で山口県会議長が立候補者と同じ場にいたことが映像に映っており、このことが数々の法令違反の証拠であり公職選挙法違反であるとの主張、また、立候補者である申立人の顔写真を意図的に真正面ではなくねじれた写真を採用しており、パワーハラスメントの人権侵害の印象操作にあたり、これらは公職選挙法違反の連座制の適用になるとの主張であるが、山口県会議長が地方公共団体の長の選挙において候補者の街頭演説の場に同席することが数々の法令違反の証拠であると主張する理由を説明しておらず、また、写真の写りに関することがパワーハラスメントの人権侵害にあたるとの訴えも含め、これらのことをもって数々の法令違反や公職選挙法違反の連座制の適用になるとの申立人の主張は理由がないことから、本件選挙は選挙無効と判断する際の基準に該当しないと当委員会が判断したことに問題はない。

以上のとおり、申立人による当委員会が令和5年6月21日付けで行った本件異議申出を棄却する決定を取り消すこと及び本件選挙における当選人の当選の効力を無効とする旨の採決を求めるとの本件審査の申立ては、いずれも自らの主張を立証するための明確な根拠を提示されていないため、当選無効の原因となり得べき違法事由に該当すると主張する理由になっていない。

また申立人は、上記審査申立の理由①から⑪に掲げる以外にも様々な主張をしているが、いずれの主張も本件選挙における当選人の当選無効の原因となり得べき違法事由にはあたらない。

よって、本件選挙が公職選挙法の規定及び名古屋高等裁判所判例に反し、当選無効の原因となり得べき違法事由が存在せず、当選人の当選は無効であるとの申立人の主張を立証する根拠は示されておらず、当選人の当選を無効と判断する理由が存在しないことから、当委員会は申立人が行った本件審査の申立ては棄却されるべきであると弁明する。

